

平成30年度「外国侵害調査費用助成事業」
公募のご案内

1 事業目的

本助成事業は、自社製品について外国での権利の有効性が相当認められるものを保持し、かつ、他社から権利侵害されていると思われる都内の中小企業者等に対し、事実確認に関する調査や、侵害品の鑑定等に要する経費の一部を助成することによって、侵害対策に対する取組を支援し、権利侵害等の被害を解消することを目的としています。（なお、税関での輸入差止めを行う時は、国内の権利を使用することができます。）

2 公募受付期間

随時

なお、予算がなくなり次第受付を終了します。

※事前に所定の様式の申請書にご記入いただき、東京都知的財産総合センターにご予約のうえ、来所による相談を受けてください。その後、当該申請書に必要書類を添えて、直接来所のうえ、提出してください。

※書類提出は、事前予約制です。提出日時を予約してください。（郵送不可）

3 事業内容

（1）助成対象経費：別添1を参照

（2）助成対象となる期間：平成30年4月1日から平成31年11月30日

（3）助成率：1／2以内 助成金限度額：200万円

※採択にあたっては1年度1社1案件までとします。

4 申請資格

申請にあたっては、以下の(1)から(14)までの全てに該当していることが必要です。

（1）次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当している者

（ア）中小企業者（会社及び個人事業者）

中小企業者とは、以下に該当する事業者で、大企業が実質的に経営に参画していない者。

業種	資本金及び従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

（※）「大企業」とは、前記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者。ただし、次に該当する者は除く。

（ア）中小企業投資育成㈱ （イ）投資事業有限責任組合

（※）「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。

- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している。
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる。

(イ) 中小企業団体等

中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる団体であつて、その構成員の2分の1以上が東京都内に主たる事務所を有している中小企業者である者。

(ウ) 一般社団法人、一般財団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める一般社団法人又は一般財団法人であつて、一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有している者、一般財団法人にあつては設立に際して提出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により提出されている者。

(2) 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者

(ア) 基準日において、東京都内に主たる事務所を有し引き続き1年以上事業を営んでいる者。

(イ) 基準日において、東京都内で創業し引き続く事業期間が1年に満たない者。

※ 基準日：平成30年4月1日

※ 助成事業の成果を活用し、東京都内で引き続き事業を営む予定であること。

(3) 次の(ア)又は(イ)いずれかに該当する者

(ア) 法人の場合は、東京都内に登記がされている者であつて、登記事項全部証明書及び都税事務所発行の納税証明書（未決算により提出できない場合を除く）により、都内所在等が確認できる者。

(イ) 個人事業者の場合は、都内税務署等に提出した個人事業の開業届出書の写し及び都税事務所発行の納税証明書（未決算又は事業税が非課税につき提出できないものを除く）により、都内所在等が確認できる者。

(4) 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業等、公社が公的資金の助成先として適切ではないと判断する業態のものではない者。

(5) 事業税等を滞納していない者。

(6) 他の助成制度等において同一経費で助成を受けていない者。

(7) 過去に公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていない者。

(8) 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていない者。

(9) 民事再生法又は会社更生法による申し立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在していない者。

(10) 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を順守している者。

(11) 申請に係る侵害対策の案件数は一件であること。また、同一年度において当該助成事業の交付決定を既に受けていない者（1年度1社1案件）。

(12) 平成31年11月30日までに当該調査等の侵害対策を完了し、かつ当該費用の支払いを完了する見込みがあるもの。

(13) 権利侵害等の発生国又は国内で侵害対策上有効な産業財産権等（侵害対策上有効なその他知的財産権を含む。権利行使の妨げとなる契約、事由等が存在していないこと。）を保有していること。

- (14) 過去に東京都知的財産総合センターから助成金の交付を受けている者は、「活用状況報告書」を所定の期日までに提出していること。

※「活用状況報告書」を未提出の方はご相談ください。

5 応募方法

事前に、申請内容に関して、東京都知的財産総合センターにご予約のうえ、来所による相談を受けてください。その後、所定の様式に必要書類を添えて、直接来所のうえ、提出してください（郵送不可）。

（１）提出書類

①外国侵害調査費用助成金交付申請書（第１号様式）

提出部数 ２部（正１部・副１部）

（※）申請書は東京都知的財産総合センターのホームページよりダウンロードして作成してください。URL <http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>

②添付書類 別添２のとおり

（２）提出場所：東京都知的財産総合センター

（東京都台東区台東１－３－５反町商事ビル１階）

（３）受付時間：９：００～１２：００、１３：００～１７：００（土曜・日曜・祝日は除く）

（４）留意事項

- ・申請書は、Ａ４サイズ・片面記載で、クリップ止めとしてください。
- ・添付書類は、原則としてＡ４サイズとしてください（両面記載可、ホチキス止め可）。
- ・提出いただいた申請書及び添付書類は、採択の可否に関わらず返却いたしませんので、ご了承ください。

6 審査

（１）審査について

提出いただいた申請書類に基づき、資格審査、内容審査を行い、助成対象者を決定します。書類審査を原則としますが、必要に応じ面接審査を行う場合があります。

（２）審査の視点

審査のポイントは以下のとおりです。

①資格審査

申請資格を満たしていること

②内容審査

- （ア）侵害対策の目的の妥当性
- （イ）侵害対策の緊急性
- （ウ）侵害対策の費用対効果
- （エ）権利侵害等に関して入手した情報の信頼性
- （オ）権利侵害等が現在行われており又は今後行われることの確実性

（３）審査結果について

審査結果は書面にてお知らせします。審査の結果、不採択となることがあります。なお、不採択の理由等は一切お答えしておりません。

（４）交付決定について

- ・助成金申請額と助成金交付予定額が異なる場合があります。
- ・採択の際に通知する助成金額は、助成金交付金額の上限を示すものであり、事業完了後に助成金の額が確定します（交付予定額から減額されることがあります）。

7 助成対象者に決定された後の注意事項

(1) 実績報告について

外国での侵害調査等の侵害対策が完了し、かつ当該費用の支払完了後（源泉徴収税が必要な場合は納税も完了後）、原則として14日以内に実績報告書に必要書類を添付して提出していただきます。

現地調査後、助成内容に適合すると認められた経費について、上記の助成率に応じて助成金を交付します。

(2) 帳票類の保管・整備について

実績報告に添付する必要書類として、助成事業に係る経費の確認のために、次の証拠書類の写しを提出していただきます。

- ① 見積書
- ② 契約書（注文書・注文請書）
- ③ 調査等の侵害対策が完了したことが分かる書類（弁理士、弁護士事務所等からの完了報告、調査レポート等）
- ④ 調査会社・特許事務所等からの請求書
- ⑤ 振込控え（通帳、当座勘定照合表等、決済の確認が可能なもの）
- ⑥ その他必要と認められる書類

これらの書類には、申請者が代理人に業務を依頼したこと・その代理人が業務を遂行したこと・申請者がその代理人に対価を支払ったことがわかるように発信者名及び受信者名が記載されていることが必要です。

また、完了検査において原本を確認しますので、上記書類の保管・整備が必要となります。

(3) 経費の支払方法について

助成事業に係る経費の支払いは、支払いの事実を客観的に把握するために、金融機関の申請者名義の口座からの振込払いを原則とします。

(4) 相談について

海外出願や侵害対応等に通じた専門の相談員が貴社を訪問し、現在の進捗や今後の侵害対応方針についてヒアリングをさせていただくことがあります。また、合わせて、無料の相談にも応じています。

8 助成事業完了後の注意事項

(1) 活用状況報告書の提出

助成事業が完了した年度の翌年度から3年間、調査結果の活用状況、侵害の防止状況等について、活用状況報告書を提出していただきます。

(2) 関係書類の保存

助成事業に係る関係書類及び帳簿類は助成事業が完了した年度から起算して5年間、保存していただきます。

9 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者が次のいずれかに該当した場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。また、助成金が

既に交付されている場合は、期間を定めて返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成事業が助成対象期間内に完了する見込みがなくなったとき。
- (4) 他の助成制度等において同一経費で助成を受けていたとき。
- (5) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、日本及び出願国の法令又は交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (6) 公序良俗に反する行為又は反社会的・反経済的行為があると認められるとき。
- (7) 助成事業者又は助成事業に関わる者（共同開発者、共同出願者等）が暴力団等に該当するに至ったとき。

10 知的財産に関する無料相談について

東京都知的財産総合センターでは、当該助成申請の有無に関わらず、中小企業の皆様からの知的財産全般に関する相談を行っておりますので、ぜひお気軽にご利用ください【無料・予約制】。

【問い合わせ先】

東京都知的財産総合センター

電話：03-3832-3656／FAX：03-3832-3659

Email：chizai@tokyo-kosha.or.jp

(別添 1)

【助成対象経費】

以下(1)～(4)の条件全てに適合する経費で「助成対象経費一覧」に掲げる経費

- (1) 助成対象者として決定を受けた事業を実施するための経費
- (2) 平成30年4月1日から平成31年11月30日までに契約、実施、支払いが完了した経費
- (3) 助成対象の確認が可能であり、本助成事業に係るものとして明確に区分できる経費
- (4) 助成対象で得たものの所有権が助成事業者に帰属すること。

助成対象経費一覧

侵 害 対 策	内 容
①権利侵害等の事実確認を行うための調査費用	○侵害に関する事実確認調査で、侵害品の製造場所や流通経路等に関する調査を外部へ委託する費用 ○侵害品の購入費用
②侵害品の鑑定費用	○弁理士、弁護士等の専門家へ鑑定を委託する費用で、使用する権利が有効で、対象物が侵害しているかの見解を求めるために実施されるもの
③侵害先への警告費用	○弁理士、弁護士等へ警告状の作成等を委託する費用 (その後のライセンス交渉や和解の契約を進めることは本助成金の対象にはなりません。)
④税関での輸入差止対策に係る費用	○弁理士、弁護士等へ輸入差止申立手続きや意見陳述要領書の作成等を委託する費用

※ 日本国内での侵害は対象になりません。

※ 国内消費税、その他当該侵害調査等に直接関係しない経費は助成対象になりません。

(別添 2)

助成金交付申請書に添付する書類

	添 付 書 類	部 数
法 人	1 国内での権利の登録証又は出願書類の写し〔公開公報でも可〕	各 2 部 (正 1 部・副 2 部の申 請書に 1 部ずつ 添付す ること)
	2 外国での権利の登録証	
	3 侵害対策(調査、鑑定、警告)に係る費用見積書	
	4 依頼先の事業案内	
	5 当該製品を販売していることを証明する資料(カタログ、パンフレット、パッケージ等)	
	6 その他理事長が必要とする資料	
	7 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(発行 3 か月以内のもの)	各 1 部
	8 法人事業税及び法人住民税の納税証明書(都税事務所発行) 業歴が 1 年未満の場合は、受付押印のある法人設立・設置届出書控えの写し(都税事務所発行)〔注 6 参照〕	
	9 確定申告書別表一、別表二(同族会社の判定に関する明細書)及び別表四の写し(直近のもの)	
	10 決算報告書(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表等)の写し(直近から 2 営業期間分)	
	11 社歴(経歴)書〔会社概要でも可〕	
	12 親会社が中小企業であることを証する書類(申請者が子会社の場合)	
個 人 事 業 者	1 国内での権利の登録証又は出願書類の写し〔公開公報でも可〕	各 2 部 (正 1 部・副 2 部の申 請書に 1 部ずつ 添付す ること)
	2 外国での権利の登録証	
	3 侵害対策(調査、鑑定、警告)に係る費用見積書	
	4 依頼先の事業案内	
	5 当該製品を販売していることを証明する資料(カタログ、パンフレット、パッケージ等)	
	6 その他理事長が必要とする資料	
	7 住民票の写し	各 1 部
	8 受付押印のある個人事業の開業届出書控えの写し(都税事務所発行)〔注 6 参照〕	
	9 個人事業税の納税証明書 (個人事業税を課税されない場合は、所得税又は住民税の納税証明書)	
	10 確定申告書「収支内訳書又は青色申告決算書(貸借対照表を含む)」の写し(直近から 2 営業期間分)	
	11 経歴書	

(注 1) 事業協同組合等の団体は①定款、②組合員名簿を別途添付してください。

(注 2) 一般社団法人、一般財団法人の場合は、定款を別途添付してください。

(注 3) 添付書類の中に、日本語以外の言語のものがある場合は、日本語の翻訳文をあわせて提出してください。

- (注4) 権利の登録証は、産業財産権以外の場合、当該知的財産の保有が確認できるものでも可。
- (注5) 法人事業税及び法人住民税の納税証明書（都税）については、都税事務所から交付を受けてください。
都税事務所一覧掲載サイト <http://www.tax.metro.tokyo.jp/jimusho/index.html>
- (注6) 受付押印のある法人設立・設置届出書控えあるいは個人事業の開業届出書控えを紛失した場合、都税事務所で提出済証明を受けてください。